

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(高浜1, 2, 3, 4号炉設置変更(津波警報が発表されない可能性のある津波への対策))【31】」

2. 日時：令和2年10月21日 13時30分～14時45分

3. 場所：原子力規制庁 9階C会議室(TV会議システムを利用)

4. 出席(※・・・TV会議システムによる出席)

原子力規制庁：

(新基準適合性審査チーム)

小山田安全規制調整官、岩田安全管理調査官、名倉安全管理調査官、江崎企画調査官、立元管理官補佐、正岡管理官補佐、中野上席安全審査官、中房上席安全審査官、深堀上席安全審査官、松野上席安全審査官、石井主任安全審査官、井上主任安全審査官、藤原主任安全審査官、安田主任安全審査官、田澤審査チーム員

関西電力株式会社：

原子力事業本部 原子力技術部長他14名※ 及び 担当者2名

5. 要旨

(1) 関西電力から、高浜発電所の原子炉設置変更許可申請(津波警報が発表されない可能性のある津波への対策)について、本日の提出資料に基づき説明があった。

(2) これに対し、原子力規制庁は、十分な事実確認ができなかったことから、以下の点について詳細な説明を求めるとともに、引き続き内容を確認することとした。

○後段規制に係る今後の審査対応について、対応を要すると考えられる項目を抽出し、必要な対応期間を現実的に見積もった上で、工程を説明すること。

○令和元年度第20回原子力規制委員会で決定された方針にしたがって処分を受けた既許可及び既認可の案件、現在審査中の設置(変更)許可申請等の案件、及び、今後予定している設置(変更)許可申請等の案件と本申請との関係を整理し、本申請に係る処分がなされた後に行う予定の手続について、考え方を整理して説明すること。

(3) 関西電力から、了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・高浜発電所の許認可案件に対する警報なし津波の設置変更許可申請の影響
- ・津波警報等が発表されない可能性のある津波へ対応するために必要な期間について
- ・潮位計で津波検知した場合の対応について

以上